

不審電話に関する事例

【事例：霧島市】

平成25年3月12日午前10時頃、霧島市在住の被保険者宅に電話があった。相手は名乗らなかったが、東京から連絡をしているといい、一週間ほど前に通知をしたが、通知を見たかと聞かれた。

被保険者が見ていないと回答すると、コンビニや銀行で使えるキャッシュカードは持っているかと聞かれたため、キャッシュカードは持っておらず、支払いはすべて口座振替にしていると回答した。

相手はまた後で連絡をしようと言って電話を切ったが、連絡がこなかったため不審に思い、市役所へ通報したことにより、本件が発覚した。

当該被保険者は、口座の登録および高額療養費の支給もあったが、今回の件で被害はなかった。

当該被保険者に対しては、霧島市役所の担当者より、高額療養費の支給や保険料等の還付について東京から連絡が来ることにはあり得ないことを説明し、今後、同様の連絡がきた場合は絶対に振込には応じず、市役所または警察に通報するよう指導した。

不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。

問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合

0985-62-0921（業務課）